

薬物乱用防止対策





厚生労働省における主な薬物乱用防止対策



1. 第四次薬物乱用防止五か年戦略に関する主な成果

①普及啓発

○青少年層への啓発強化

小学6年生保護者、高校卒業予定者、有職・無職の未成年を対象とした薬物乱用防止啓発読本を作成、配布

○様々な形態・媒体を通じた普及啓発の推進

薬物乱用防止啓発訪問事業として、教育機関等に講師を派遣して、新たに作成した教材を基に効果的な普及啓発を図るとともに、FacebookやTwitterを活用して情報を発信

○薬物乱用指導員の資質の向上

薬物乱用防止指導員や都道府県の啓発担当者等が、最新の薬物情報に基づいて薬物乱用防止の普及啓発ができるよう、全国6箇所で開催



薬物乱用防止啓発訪問事業公式サイト、Facebook、Twitter

公式サイト <http://www.d-info.net/>

Facebook <https://www.facebook.com/stopthedrug>

Twitter <https://twitter.com/StopTheDrug>

○危険ドラッグを含めた薬物乱用に関する啓発等の強化

・指定薬物若しくは麻薬の新たな指定や規制強化がなされた場合にその主旨を周知するポスターの作成

・「あやしいヤクブツ連絡ネット」を積極的に活用し、指定薬物等に関連する情報の収集や提供、相談対応を行い、国民が一元的に指定薬物の危険性等に関する情報にアクセスできるようにした



【あやしいヤクブツ連絡ネット】

指定薬物を含む危険ドラッグ等に関連する健康被害事例等の収集、分析、評価を行い、公表、注意喚起を行っています。また、コールセンターで相談対応を行い、一元的に危険性等の情報にアクセスできます。

<http://www.yakubutsu.com>

コールセンター 03-5542-1865

②再乱用防止

(1) 相談窓口の周知及び相談体制の充実

- 薬物に係る相談担当者や市民を対象に「再乱用防止対策講習会」及び、都道府県職員、医療関係者、矯正施設職員、保護観察官等が参加する「薬物中毒対策連絡会議」を全国6か所で開催したことにより、相談対応における関係機関との連携が促進されるとともに、地域における薬物の再乱用防止に関する正しい知識と理解の向上及び専門性の強化を図ることができた。
- 薬物乱用者・依存症者の家族のための小冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」(家族読本)の巻末薬物相談窓口情報を更新し、全国の都道府県、保護観察所、刑事施設、少年院、民間団体等に配布したほか、厚生労働省のウェブサイトに掲載し、情報提供を行うことにより、相談窓口の周知及び利用促進を図ることができた。
- 保健所(全国に490カ所)・精神保健福祉センター(全国に69カ所(東京都に3カ所、各道府県に1カ所、各政令指定都市に1カ所))の薬物相談窓口において、薬物関連相談事業の実施。

(単位:件)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
保健所	7,685	6,931	10,497	11,672	10,689	12,217
精神保健福祉センター	3,967	3,474	5,198	6,266	8,268	9,893
合計	11,652	10,405	15,695	17,938	18,957	22,110

- 全国の麻薬取締部(7局・1支局・1支所・3分室)において、薬物相談業務の実施。

(単位:件)

	21年	22年	23年	24年	25年	26年
麻薬取締部	1,104	1,305	1,530	1,144	827	972

(2) 民間団体等との連携強化

薬物に係る相談担当者や市民を対象に「再乱用防止対策講習会」の開催や、薬物乱用者・依存症者の家族のための小冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」(家族読本)を、全国の都道府県、保護観察所、刑事施設、少年院、民間団体等に配布することにより、薬物の再乱用防止にかかる民間団体等との連携が強化され、再乱用防止を推進した。

(3) 薬物乱用の実態に関する研究の推進

厚生労働科学研究において、薬物乱用・依存の疫学的研究、薬物乱用・依存等の実態把握のため、薬物使用に関する全国住民調査、全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査等、薬物乱用等の意識・実態等の調査を実施し、状況を把握することができた。また、これらの成果により薬物乱用防止対策及び薬物乱用防止教育を有効に推進した。

(4) その他

麻薬取締部において検挙した保護観察処分につかない執行猶予判決を受けた初犯薬物乱用者に対する再乱用防止プログラムを引き続き実施し、検挙した保護観察処分につかない初犯の薬物乱用者に対する再乱用防止を支援した。

③取締

麻薬取締官による麻薬・覚醒剤事犯等検挙件数・人員及び押収の推移

1. 法令別検挙件数・人員

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
覚せい剤取締法	件数	292	397	370	292	259
	人員	240	322	317	291	253
大麻取締法	件数	130	128	95	60	56
	人員	144	138	98	62	56
麻薬及び向精神薬取締法	件数	71	120	76	58	74
	人員	73	113	66	59	87
麻薬特例法	件数	14	11	19	22	30
	人員	20	10	32	33	33
あへん法	件数	4	0	0	0	0
	人員	2	0	0	0	0
医薬品医療機器法	件数	—	—	—	1	92
	人員	—	—	—	1	148
合計件数		511	656	560	433	511
合計人員		479	583	513	446	577

注1)警察等関係取締機関との合同捜査による検挙件数・人員を含む。

注2)麻薬取締員による検挙件数・人員を含む。

2. 主な薬物の押収量

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
ヘロイン(g)	23.5	1.1	0	0	0.5
コカイン(g)	163.2	154.1	4.7	4.5	0.1
乾燥大麻(大麻たばこを含む)(kg)	37.1	6.0	31.2	26.7	1.6
大麻草(本)	1,743	218	970	353	52
大麻樹脂(kg)	2.0	0.5	0.8	0.1	0.1
あへん(g)	3.8	0	0	0	0
覚醒剤(kg)	2.0	11.8	118.4	212.2	86.6

注3)警察等関係取締機関との合同捜査により押収した薬物を含む。

注4)覚醒剤については、粉末のみ計上。

○薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底

これまでの取組を引き続き、積極的に実施

- ・各種捜査手法を活用し、薬物密売の中枢となっている暴力団やイラン人等外国人密売組織の壊滅を図るとともに、末端乱用者に対する取締りを徹底し、供給面及び需要面からの取締りを推進する。
- ・関係省庁による「薬物取締強化期間」の実施、定期的な情報交換会議及び人事交流等により、関係省庁との緊密な連携を図り、総合的な薬物対策を講じる。

○危険ドラッグ対策

販売店舗に対する取締り

- ・都道府県の衛生主管部局等と連携し、全国の危険ドラッグ販売店舗に対して、立入検査を実施。平成26年8月には初めての検査命令・販売停止命令を実施。以後も継続的に検査命令等を実施することにより、のべ107店舗の1,202製品の危険ドラッグの流通を規制。
- ・地方厚生局麻薬取締部は、販売業者等に対する積極的な捜査を実施し、医薬品医療機器法違反で平成26年中に54事件、57人を検挙。
- ・これらの取締りの結果、平成26年3月時点で215店舗存在した危険ドラッグ販売店を平成27年7月に壊滅させた。

ネット販売に対する取締り

- ・インターネットによる危険ドラッグ販売に対しても、積極的に削除要請を行い、平成27年7月時点で235サイトに削除要請を行い、189サイトを閉鎖又は販売停止させた。

水際(輸入)対策

- ・平成27年2月に議員立法により可能となった危険ドラッグ輸入者への検査命令手続を税関とすり合わせ、7月時点で35件の輸入を差し止め、うち9件の輸入者に対し検査命令等を実施した。

○販売店舗対策：平成26年8月に医薬品医療機器法(旧薬事法)に基づく検査命令及び販売等停止命令を初めて実施して以降、継続的な取締により実販売店舗は壊滅。

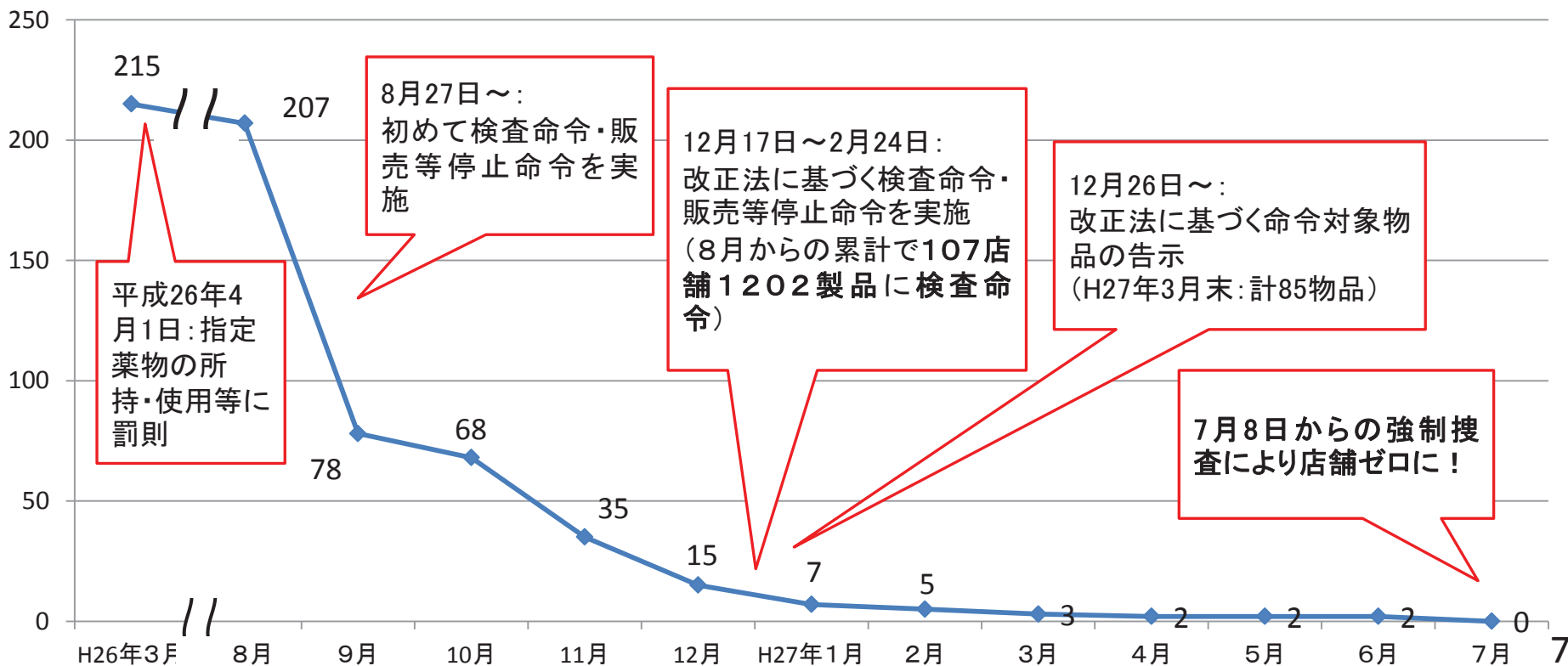
○ネット販売対策：平成26年12月以降、議員立法による法改正を活用し、インターネット対策を強化。

189サイトを閉鎖

○水際(輸入)対策：平成27年2月に、議員立法により可能となった危険ドラッグ輸入者への検査命令手続を税関とすり合わせ、4月14日には初の検査命令を発動。実質的に輸入を差し止め。(36件)

I 危険ドラッグ販売店舗等の取締状況

【危険ドラッグ販売店舗数の推移】平成26年3月時点 215店舗 → 平成27年7月10日時点 0店舗



Ⅱ 危険ドラッグインターネット販売対策

- 危険ドラッグ販売サイトの削除をプロバイダ等に要請

○昨年12月以降の削除要請の結果（平成27年8月末現在）※重複を除く

	削除要請を行ったサイト数 (平成26年12月～)	
		「閉鎖」又は「危険ドラッグを販売停止」したサイト数
国内サイト	63	58
海外サイト	172	131
計	235	189

⇒平成27年2月、麻薬取締部の指定薬物専任捜査員が増員されたことから、この人員を活用し、全国の地方厚生局麻薬取締部において、インターネットサイトを精査。危険ドラッグの取引に使われているサイトを特定し、買い上げによる捜査など、インターネット上の危険ドラッグ販売業者の摘発を強化している。

Ⅲ 危険ドラッグ水際（輸入）対策

- 医薬品医療機器法改正により、「指定薬物と同等以上の精神毒性を有する蓋然性がある疑いがある物品」も含めて検査命令等の対象とし、幅広く税関からの情報提供を受け、検査命令等を実施（財務省と厚労省で水際対策フローを策定）
- 検査命令実施から結果判明までの間通関手続きを停止し、検査の結果、精神毒性が確認されれば、指定薬物に指定して輸入差し止め
※平成27年8末日時点で36件の物品について通関を差し止め、うち9件の輸入者に対し検査命令等を実施

Ⅳ 指定薬物への迅速な指定

- 平成26年7月以降、月に1度の頻度で薬事・食品衛生審議会指定薬物部会を開催し、指定薬物への指定を行うとともに、指定に関する手続きを省略する等して、迅速な指定を行っている。
（指定薬物：平成26年4月時点1370物質⇒平成27年8月末時点2316物質）
- 包括指定の活用
※包括指定：基本骨格が同じ物質を一括して指定。これにより、未規制物質を幅広く規制することが可能。
（平成27年5月1日、827物質を新たに包括指定）